



箕面市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月3日

箕面市監査委員 瀧 洋 二 郎  
同 中 嶋 三 四 郎



令和元年度  
( 2019年度 )

財政援助団体等監査報告書

箕面市監査委員

# 財政援助団体等監査

## 1 基準準拠等

この報告は、全国都市監査委員会が制定した「都市監査基準」及びこれに基づく本市の「都市監査基準運用細則」に準拠している。また、同細則に基づく「平成31年度・令和元年度(2019年度)年間監査計画」及び「財政援助団体等監査実施計画」に則って監査を実施した。

## 2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

## 3 監査の対象

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

- \* 出資団体(補助金)
- \* 小野原多世代地域交流センター、桜井駐輪場・牧落駐輪場の指定管理者

## 4 監査の日程及び実施場所

令和元年11月29日から令和2年2月12日まで 小野原多世代地域交流センター

## 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

## 6 監査の主な実施内容

本市が行った財政援助等に係る出納その他の事務が、法令等に基づき適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として実施した。

実施に当たっては、対象団体から財務関係書類及び指定管理業務関係書類の提出を求め、これを確認するとともに、対象団体の職員に対して質問し、説明を求め、対象団体が出資目的に沿って適切に運営されているか、指定管理施設が適切に管理運営されているかを見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和2年2月12日に小野原多世代地域交流センターにおいて対象団体からの説明と監査委員からの質疑応答の機会を設け、対象団体の職員から弁明、見解等を聴取した。

## 7 監査の結果

### 【出資団体(補助金)】

#### (1) 出資団体の概要

公益財団法人箕面市シルバー人材センターは、昭和56年10月30日に設立され、平成23年4月に公益社団法人に移行した。会員数は、令和元年11月30日現在1,424

人で平均年齢は73.3歳である。事業としては、就業機会提供・確保事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業、介護予防・日常生活支援総合事業、訪問介護事業、福祉有償運送事業、施設管理事業、ふれあい農園・体験事業、子ども一時預かり事業、ファミリーサポート事業を行い、また、指定管理者として、小野原多世代地域交流センター並びに桜井駐輪場及び牧落駐輪場の指定管理事業を行っている。

## (2) 監査の結果

出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部では正等を行うべき点が見受けられた。

### ①ファミリーサポート事業について

ファミリーサポート事業については、委託契約に基づき市から委託料が支払われているところ、箕面市シルバー人材センターに対する補助金に係る実績報告書においては「補助金」として計上されているので、委託料として計上されたい。

### ②補助金に係る実績報告書の提出について

箕面市シルバー人材センターに対する補助金に係る実績報告書については、公益社団法人箕面市シルバー人材センター補助金交付要綱の規定により補助金交付決定年度の終了後一月以内に市長に提出すべきところ、平成29年度分と平成30年度分の提出が約1週間遅延していたので、今後は期限内に提出されたい。

## 【指定管理者】

### (3) 指定管理の概要

名 称：箕面市立小野原多世代地域交流センター

業務の概要：施設管理事業、貸館業務、異世代間交流学習事業、子ども一時預かり事業、パソコン教室事業、文化教室事業、「ふれあいギャラリー」事業

名 称：箕面市立桜井駐輪場・箕面市立牧落駐輪場

業務の概要：施設維持管理事業、駐輪場管理事業

### (4) 監査の結果

出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部では正等を行うべき点が見受けられた。

#### A 小野原多世代地域交流センター

##### ①ロッカーの利用料金について

ロッカーの利用料金については、条例第14条第3項の規定に基づき利用料金

の額を公表するべきところ、なされていなかったもので、改善されたい。

②業務報告書の提出について

毎月の業務報告書については、小野原多世代地域交流センターの管理運営に係る協定書の規定により翌月10日までに市に提出すべきところ、提出遅れが散見されたので、今後は期限内に提出されたい。

③変更届出の対象事項について

変更届出を要する重要事項については、条例及び条例施行規則で定められているが、協定書第18条の規定がそれらと一致していないので、市と協議の上で見直しされたい。

④プレイルームの安全対策について

プレイルームの内窓と外窓が透明で、子どもが衝突するおそれがあるので、安全確保のため、他の施設を参考に対策を講じられたい。

B 桜井駐輪場、牧落駐輪場

①変更届出の対象事項について

変更届出を要する重要事項については、条例及び条例施行規則で定められているが、協定書第18条の規定がそれらと一致していないので、市と協議の上で見直しされたい。

②指定管理者名の表示について

桜井・牧落自転車駐車場指定管理者業務仕様書では、施設の管理を誰が行っているかを明確にするため、駐輪場に指定管理者名を表示することになっており、指定管理業務を開始した当時は表示されていたが、実地調査の際には指定管理者名の表示がなかった。しかし、実地調査後に速やかに表示され、改善された。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋二郎

監査委員 中嶋 三四郎